

E102 核医学診断

E102 核医学診断	
1 区分番号 E101-2 に掲げるポジトロン断層撮影、E101-3 に掲げる ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（一連の検査につき）、 E101-4 に掲げるポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影 （一連の検査につき）及び E101-5 に掲げる乳房用ポジトロン断層撮影の 場合	450 点
2 1 以外の場合	370 点

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和4年3月4日 厚生労働省告示第54号）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

（令和4年3月4日 保医発0304第1号）

告示	通知
<p>注 行った核医学診断の種類又は回数にかかわらず、 月1回に限り算定できるものとする。</p>	<p>(1) 核医学診断料は、実施した区分番号「E100」から 区分番号「E101-5」までに掲げる各区分の種類 又は回数にかかわらず、月1回の算定とし、初回 のシンチグラム（画像を伴うもの）、シングルホ トンエミッションコンピューター断層撮影、ポジ トロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピュ ーター断層複合撮影、ポジトロン断層・磁気共鳴コン ピューター断層複合撮影又は乳房用ポジトロン 断層撮影を実施する日に算定する。</p> <p>(2) 同一月内において入院及び外来の両方又は入院 中に複数の診療科においてシンチグラム（画像を 伴うもの）、シングルホトンエミッションコンピ ューター断層撮影、ポジトロン断層撮影、ポジ トロン断層・コンピューター断層複合撮影、ポジ トロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影 又は乳房用ポジトロン断層撮影を実施した場合 においては、入院若しくは外来又は診療科の別に にかかわらず、月1回に限り算定する。</p>